労災年金受給者の皆様へ

ご存じですか?!

ケアブラザ

厚生労働省が設置した労災特別介護施設



ケアプラザ (労災特別介護施設) とは

ケアプラザは、労災事故に被災し、重度 の障害を負われた労災年金受給者の方々に 対して、24時間、看護師や介護士による 専門的な介護を実施する施設です。

一般財団法人 労災サポートセンター

ケアプラザのご案内

お問い合わせは お近くの ケアプラザ まで お気軽にどうぞ



ケアプラザ堺

大阪府堺市南区城山台 5-2-1 Tel. 072-291-7989



ケアプラザ呉

広島県呉市神山 2-1-15 Tel. 0823-34-5577



ケアプラザ宇土

熊本県宇土市松原町 243 Tel. 0964-23-2211



ケアプラザ新居浜

愛媛県新居浜市阿島 1-3-12 Tel. 0897-67-1122

ケアプラザ岩見沢

北海道岩見沢市かえで町8-1-1 Tel. 0126-25-9001



ケアプラザ富谷

宮城県富谷市明石台 4-8-1 Tel. 022-772-3311



ケアプラザ四街道

千葉県四街道市中台 511 Tel. 043-433-0120



ケアプラザ瀬戸

愛知県瀬戸市山手町 294-5 Tel. 0561-85-5400



詳しくは ホームページで

ケアプラザの 主な設備

個室

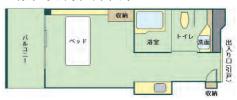
個室は約30m²の広さで、バス (一部シャワー)、トイレ、洗面所、 ベッド、簡単なユニットキッチ ン及び身の回りのものを入れる 収納棚を備えています。

また、ベッド部分と浴室・ト イレにはケアコール端末(緊急 通報装置)を設置しています。



個室の利用例

※標準的な間取り図です



(施設により多少異なります。)

浴室

個室内の浴室のほかに、寝たままで入浴できる介護浴室と、リフトやスロープを備えた介助浴室が設置されており、どなたでも安心して入浴できます。



介護浴室



介助浴室

食事

入居者の状況により、 食堂又はお部屋で食事を 提供します。また、嚥下 機能や、アレルギーに問題 がある方には、配慮した メニューとしています。



食事の介助



食堂での食事



誕生会での食事

ケアプラザでの 生活

ケアプラザでは、**看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務**しており、労災病院等の協力医療機関への通院は、**看護師等が付き添ってマイクロバスで送迎**しますので、安心して入居いただけます。

また、入居者の皆様が潤いのある快適な生活が送れるよう、お花見会や納涼祭、運動会や年忘れ会など四季 折々に各種の行事を行っています。また、日用品や介護 用品などを販売している売店もあります。



マイクロバスでの送迎



ゲームを楽しむ入居者の方々



通信カラオケ室



書道クラブ



園芸クラブ

入居を希望される方

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害 等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅におい て介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方も、 居宅での介護が困難な場合は入居が認められる場合があ りますので、ご相談ください。

ただし、現在入院加療を必要とされる方、感染性疾患に罹患されている方、その他集団生活ができない等、ケアプラザの運営に支障があると認められる方は入居できません。

入 居 費

施設利用料

施設利用料は、厚生労働省が定めた「入居費基準表」 に基づき、入居者の年収に応じ、月額3万6千円から 28万4千円までの16段階に区分されています。

また、扶養家族数に応じ、年収を減額する制度があります。 詳しくは、各ケアプラザにお問い合わせいただくか、 財団のHPをご覧ください。

(施設利用料の計算例)

年間収入300万円、配偶者のみを扶養している方が 個室に入居した場合

300万円 (年間収入)×(1-0.42 (控除率))=174万円

174万円が計算対象となる年間収入額となります。

174万円を「入居費基準表」に当てはめると、施設利用料は月額9万7千円となります。

介護費

原則として介護費は不要です。ただし、労災保険より 介護の給付を受けている方は、労災保険の支給額と同額 が介護費となります。

入居費用

入居費用は、施設利用料と介護費で構成されています。 1 か月当たりの入居費用は、次の入居費基準表のとおり 年間収入の額に応じて区分されます。

なお、配偶者など扶養親族の数により、年間収入の額から、次の控除率を乗じて得た額を控除した残りの額が年間収入額になります。

配偶者等扶養親族の数			1人	2人	3人以上
控	除	率	42%	53%	58%

また、入居費用は、物価や賃金等の動向やケアプラザに関する施策の変更により改定される場合があります。

入居費基準表(令和6年4月1日現在) (税込)(単位:円)

	区分	年間収入による階層区分	月額
	1	~ 750,000	36,000
	2	750,001 ~ 1,050,000	46,000
	3	1,050,001 ~ 1,350,000	62,000
	4	1,350,001 ~ 1,650,000	79,000
施	5	1,650,001 ~ 1,950,000	97,000
	6	1,950,001 ~ 2,250,000	115,000
設	7	2,250,001 ~ 2,550,000	140,000
利	8	2,550,001 ~ 2,850,000	154,000
用	9	2,850,001 ~ 3,150,000	176,000
	10	3,150,001 ~ 3,450,000	198,000
料	11	3,450,001 ~ 3,750,000	221,000
	12	3,750,001 ~ 4,050,000	244,000
	13	4,050,001 ~ 4,350,000	267,000
	14	4,350,001 ~ 4,650,000	278,000
	15	4,650,001 ~ 4,950,000	283,000
	16	4,950,001 ~	284,000

(注) 施設利用料は、個室に入居された場合の金額です。

多床室に入居された方や医師の処方により経腸栄養食を摂取される方の施設利用料はこれと異なりますので、労災サポートセンター 又はケアブラザにお尋ねください。

労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分が

- ◎常時介護を要する状態にある方 177,950円
- ◎随時介護を要する状態にある方 88,980 円 同額が労災保険より支給されますので、実質的負担は ありません。

短期滞在を希望される方 (在宅介護の方)

(1) 短期滞在介護サービス

重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者の介 護をしておられる家族等が、旅行、病気、冠婚葬祭 などのために一時的に介護ができなくなったとき に、短期間利用していただくものです。

1回の滞在期間 原則として9泊10日以内

利 用 料 金 1日につき 4,400円

(食事代・消費税を含む。)

(2) 日帰りサービス

重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者の方 に入浴、給食などの介護サービスを行うものです。 週のうち施設が定めた 1 日(土日、祝祭日等を除く) 午前 10 時から午後 4 時まで

利 用 料 金 1日につき700円

(食事代・消費税を含む。)

(3) 家族同伴短期滞在介護サービス

重度の障害、傷病を負われた労災年金受給者と家 族が一緒にケアプラザに滞在し、職員と介護を行い ながら日常生活動作等に関する介護手法を習得し ていただくものです。

1回の滞在期間

原則として9泊10日以内

利 用 料 金

1名、1日につき4.400円

(食事代・消費税を含む。)



私たちが お待ちしています

(厚生労働省委託事業受託者)

一般財団法人 労災サポートセンター

〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

> TEL 03-6834-2510 FAX 03-6834-2530

https://www.rousaisc.or.jp











